

第4章 災害応急対策計画

第1節 災害情報等の収集・伝達

災害情報及び被害状況の収集、伝達は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する基礎となるものである。そのため災害が発生するおそれがあると予想される場合や、災害発生時に気象、地象その他の災害原因に関する情報、気象予警報、被害状況、措置状況等の収集及び伝達に関し、必要な事項を定める。

第1項 災害情報の収集・伝達

1. 発見者の通報義務

災害が発生し、または発生するおそれがある異常な現象（竜巻、地震、異常潮位、異常津波、山崩れ、崖崩れ等）（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに役場総務課、消防本部、天草警察署または海上保安部に通報する。

2. 災害原因に関する情報の通報

町は、気象、地象、水象その他の災害原因に関する重要な情報について、県または関係機関から通報を受けたときまたは自ら知ったときは、直ちに町内の公共的団体その他重要な施設の管理者及び自主防災組織等に通報する。

3. 気象予警報の種類等

注意報、警報、特別警報、地震の大きさ、気象庁震度階級、津波予報、気象情報、火災気象通報は次のとおりとする。

(1) 注意報及び警報、特別警報

注意報とは、災害が起こるおそれがある場合に気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するため行う予報をいう。

警報とは、重大な災害が起こるおそれがある場合に気象業務法に基づいて、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う予報をいう。

特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超え、数十年に一度の現象が予想され重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づいて熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して最大限の警戒を喚起するために行う予報をいう。

(2)熊本地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報の種類及び発表基準

種 類	概 要 及 び 発 表 基 準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 基準 (浸水害) 雨量基準 1時間雨量 40mm (土砂災害) 土壌雨量指数基準 102
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。基準 雨量基準 1時間雨量 40mm
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 基準 降雪の深さ 平地、山地共に 24 時間降雪の深さ 5cm
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 基準 平均風速 陸上 10m/s 外海 10m/s
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 基準 平均風速 陸上、外海共に 10m/s
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 基準 有義波高 2.5m
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。基準 潮位 1.9m
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 基準 視程 陸上 100m 海上 500m
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。基準 最小湿度 40%で、実効湿度 65%
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。基準 積雪の深さ 100 c m 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降 3 降雪の深さ 30 c m 以上
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。基準 大雪警報・注意報の条件下で、気温 -2℃～2℃
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。基準 大雪警報・注意報の条件下で、気温 -2℃～2℃
融雪注意報	融雪により災害 (浸水、土砂災害等) が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。基準 11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温 3℃以下
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。 基準 夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上 続くと予想される場合 冬期：平地で最低気温が -5℃以下

注
意
報

種 類		概 要 及 び 発 表 基 準
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 基準（浸水害）雨量基準 1時間雨量 60mm（土砂災害）土壌雨量指数基準 150
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 基準 雨量基準 1時間雨量 60mm
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 基準 降雪の深さ 平地、山地共に 24時間降雪の深さ 20cm
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 基準 平均風速 陸上、海上共に 20m/s
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 基準 平均風速 陸上、外海共に 20m/s 雪を伴う
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。基準 有義波高 6.0m
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。基準 潮位 2.7m
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

- ※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

(3) 地震の規模等

① 地震の規模

地震そのものの大きさをいう。通常「マグニチュード」や「有感距離」などにより表される。

② 地震動の強さ

ある1点における地面の揺れる程度を「地震動の強さ」という。通常「震度階級」「加速度の大きさ」で表されている。

震動はあるところでの地震動の強さを主に人体に感じた程度や被害状況などの程度で区分したもので地震そのものの規模の大小だけでなく、震源距離の長短や観測地の状況などにも左右され、軟弱な地盤のところほど大きくなる。

③ 地震の大きさ M (マグニチュード) 分類表

規模	名称
M8以上	巨大地震
M7以上	大地震
M5以上M7未満	中地震
M3以上M5未満	小地震
M1以上M3未満	微小地震
M1未満	極微小地震

④ 気象庁震度階級

震度	呼称	内容
0	無感	人体に感じないで地震計に記録される程度。
1	微震	静止している人や特に地震に注意深い人に感じる程度の地震動。
2	軽震	大勢の人に感じる程度のもので、戸や障子がわずかに動くのがわかる程度の地震動。
3	弱震	家屋が揺れ、戸は障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震動。
4	中震	家屋の動揺が激しく、座りの悪い花瓶などは倒れ、器内の水は溢れ出る。また歩いている人にも感じられ、多くの人が戸外に飛び出す程度の地震動。
5弱 5強	強震	壁に割れ目が入り、墓石・石燈籠が倒れたり、煙突・石垣などが破損する程度の地震動。
6弱 6強	烈震	家屋の倒壊は30%以下で、山崩れが起き、地割れが生じ、多くの人を立てられない程度の地震動。
7	激震	家屋の倒壊が30%以上に及び山崩れ・地割れ・断層などを生ずる。

(4) 津波予警報

津波予報とは、規定された地震が発生した場合に、気象業務法に基づいて福岡管区気象台が、その担当区域内の津波の有無及びその程度について、一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う注意報、警報をいう。

① 津波注意報、警報の種類及び発表基準

種類		発表基準	発表される津波の高さ	
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上1 m未満である場合であって、災害のおそれがある場合	1 m	(標記無)
津波警報	津波	予想される津波の高さが高いところで1 m以上3 m未満である場合	3 m	高い
	大津波	予想される津波の高さが高いところで3 m以上である場合 ① 3 m以上5 m以下 ② 5 m以上10 m以下 ③ 10 mを超える	① 5 m	巨大
			② 10 m	
③ 10 m超				

② 津波予報区

全国には66の津波予報区があり、熊本県は熊本県天草灘沿岸および有明・八代海に属する。

津波予報区	区 域
熊本県天草灘沿岸	天草郡苓北町と天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町、二浦町に限る。
有明・八代海	福岡県（有明海沿岸に限る）、佐賀県（有明海沿岸に限る）、長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海および島原湾沿岸に限る）、熊本県（天草郡苓北町と天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町、二浦町を除く）

(5) 土砂災害警戒情報

熊本気象台及び県は大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

(6) 記録的短時間大雨情報

県内で数年に1回程度出現する記録的な短時間の強雨が観測された場合は、「記録的短時間大雨情報」を発表して一般や防災関係者に警戒を呼びかける。

(7) 火災気象情報及び火災警報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちにこれを知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちに市町村長へ通報しなければならない。

火災気象通報を行う場合の基準は、実効湿度が65%以下、または最小湿度が40%以下で、熊本の最大風速が7mを越える見込みのとき。

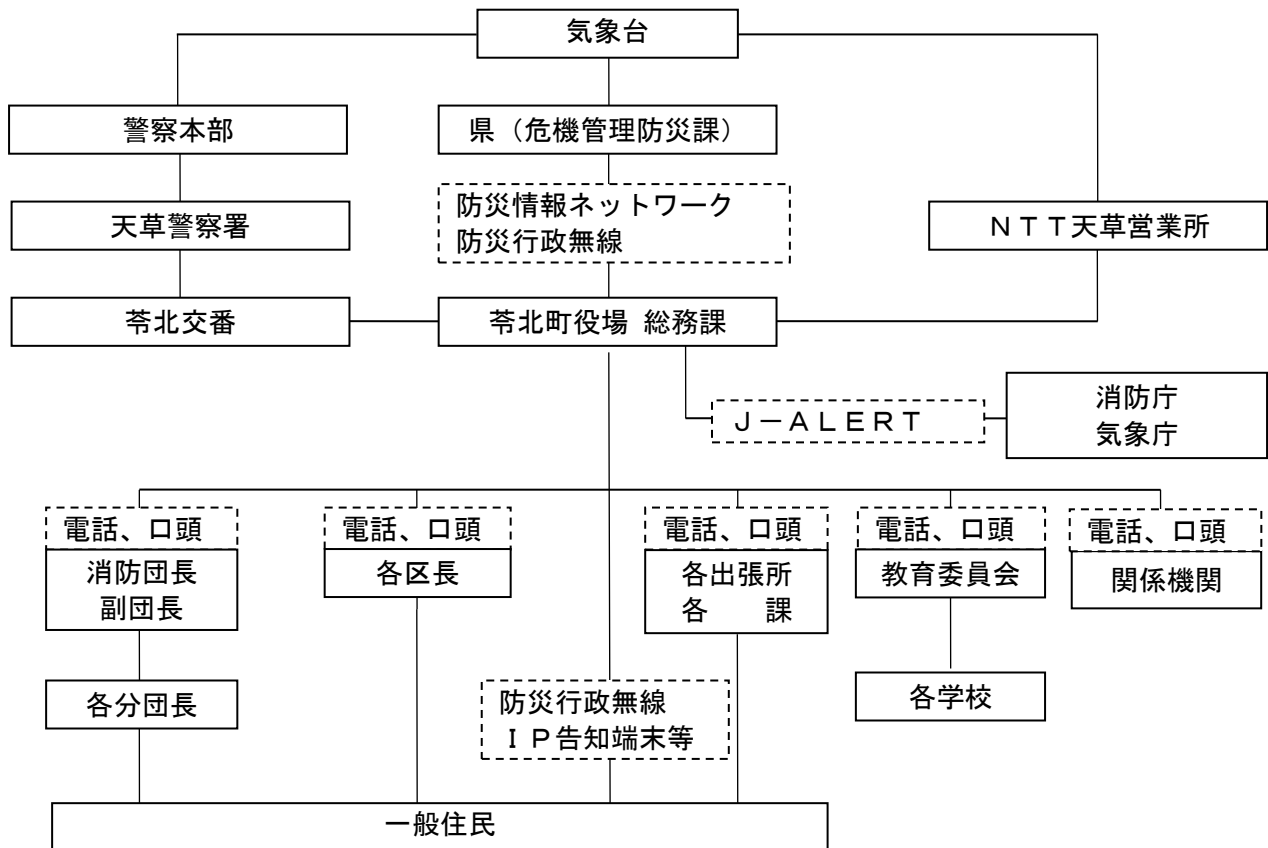
火災警報とは、消防法に基づいて町長が火災気象情報を受けたとき、または気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

4. 伝達系統及び実施方法

(1) 気象情報等の受理・伝達

熊本地方気象台は、県内において、気象、地象等による災害及び被害の発生するおそれのある場合に、市町村ごとに特別警報、警報または注意報を発表し、町民や防災関係者に警戒の注意を喚起する。また、消防庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）、県から防災情報ネットワークを通じて本町に伝達され、町では、防災行政無線等を通じて、迅速かつ的確に町機関及び町民等に周知する。

(2) 気象台が発表する気象予警報の伝達は次のとおりとする。



第2項 被害情報の収集・報告

1. 被害情報の収集

被害発生の際は、主として一般家庭、現場出動の職員、消防・水防活動員等からの場

合であるが、電話、無線等のうち最も迅速、確実な手段を使うものとする。
収集した被害情報は総務課でとりまとめ関係各課に迅速に連絡する。

2. 調査内容等

町は、自治会や自主防災組織からの情報をもとに、町内の被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、以下の(1)～(5)の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし(1)の中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は住民登録の有無に関わらず、町の区域（海上含む）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

なお、被害情報の収集・調査等防災業務に従事する者の安全確保に留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

- (1) 人的被害（行方不明者の数を含む）
- (2) 火災の発生状況
- (3) 家屋等の倒壊（住宅、ブロック塀等の倒壊状況）
- (4) 住民の行動・避難状況
- (5) 津波、土砂災害の発生状況
- (6) 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- (7) 医療救護関係情報
- (8) その他必要な被害報告

3. 被害情報の通報・報告

被害に関する報告は、熊本県被害報告取扱要領に定めるものの他、本計画による。

また、通信の途絶等により、町が県に報告することができない場合は、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

(1) 報告等の種別

被害の報告は、災害情報、被害状況報告（速報、確定）、住民避難報告書及び地震発生報告とする。

① 災害情報

災害の状況及び災害に対してとるべき措置等について、その都度報告するものとする。（様式第1号）

② 被害状況報告（速報）

災害による被害状況及び応急措置状況を逐次報告する。（様式第2号）

③ 被害状況報告（確定）

同一の災害に対する被害調査が終了したとき又は応急対策が終了したときは、終了日から10日以内に文書をもって行う。（様式第3号）

④ 住民避難報告書

住民の避難状況等について報告を行う。（様式第4号）

⑤地震発生報告

町内で震度5強以上（被害の有無を問わない）の地震が発生した場合、直接消防庁（防災情報室TEL03-5253-7526）に対して報告するものとする。

(2) 報告の実施

①災害発生通報の報告は災害の種類に応じ、その事務を統括する課長が総務課長に報告する。総務課長は、天草地域振興局総務振興課へ電話等で迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。

②被害状況報告（速報・確定）については、各課が災害発生にかかる被害状況を調査把握し、判明しだい逐次、天草地域振興局総務振興課へ報告する。

この場合、少なくとも災害発生通報後2時間以内に被害状況第1報を報告するものとする。

③応急対策活動を行った場合や災害対策本部等が設置されたときは、総務対策部（総務課）において災害情報被害状況報告（速報）を行う。

4. 防災関係機関等の協力関係

町は、防災関係機関と緊密に連携協力し、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

また、平時から総合防災訓練等を通じ、関係機関の情報交換体制の強化に努めるものとする。

第3項 災害時広報計画

災害に関する情報及び被害状況を報道機関又はその他を通じ、速やかに関係機関および住民に周知し、被害の軽減と民生の安定を図る。

1. 広報担当

(1)災害の総合的な広報は、総務課（災害対策本部設置時は総務対策本部）が担当する。

(2)総務課（総務対策部）以外の各課（各対策部）は、広報活動に必要な情報・資料を積極的に収集し、総務課（総務対策部）に提出する。

(3)各課（各対策部）は、班員を現地に派遣し、広報写真、状況の把握等、災害内容の収集に努める。

(4)収集した情報、対策については、速やかに報道機関に発表し、住民に対して周知徹底を図るとともに、各関係機関に連絡するものとする。

(5)収集した情報や対策について、町民に周知徹底を図るため、広報車、防災行政無線、IP告知端末、広報紙、携帯電話メールサービス、安否情報システム等により迅速かつ的確な広報を行う。広報事項は、おおむね次のとおりとする。また、広報の手段の選択にあたっては要配慮者にも配慮した方法とする。なお、広報活動に従事する者の安全確保について留意するものとする。

- ①気象情報 ②災害情報 ③被害状況 ④本町の防災体制（態様） ⑤停電状況
⑥断水状況 ⑦交通機関の運用状況 ⑧避難状況 ⑨災害復旧状況 ⑩その他

第2節 災害対策本部等の設置

町域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、被害の発生、拡大を防ぎ、または応急対策を行うため、町及び防災関係機関は、相互に密接な協力体制を敷き、災害対策本部を速やかに設置する必要がある。

このため、発災時における迅速かつ的確な応急対策活動に即応できるよう、初動体制、災害対策本部等の設置体制の確立を図る。

第1項 職員配置計画

1. 職員配置体制

町域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、総務課長は次の基準により職員を配置する。

種別		配置基準 ※下線は自動配置	職員配置体制等
監視体制	監視配置 (第1次警戒態勢)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>気象警報（大雨、洪水、高潮、大雪、暴風雪）が発表された場合</u> ・ 地震が発生した場合 ・ <u>津波注意報が発表された場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課職員 ①防災行政無線による放送 ②情報収集及び関係機関との連絡 ③状況の変化による災害警戒本部移行への対応 ※配置人員 総務課：2名以上
災害警戒本部	警戒配置 (第2次警戒態勢)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象警報（大雨、洪水、高潮等）が発表され、警戒が必要な場合 ・ <u>津波警報が発表された場合</u> ・ <u>水位情報周知河川の水位が避難判断水位に達した場合</u> ・ <u>土砂災害警戒情報が発表された場合</u> ・ <u>記録的短時間大雨情報が発表された場合</u> ・ <u>町内で震度4の地震が発生した場合</u> ・ 三役及び関係課長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課及び防災関係課等の職員 ①防災行政無線による放送 ②情報収集活動及び関係機関との連絡 ③災害応急対応 ④災害対策本部移行への対応 ※配置人員 総務課：3名以上 土木管理課：1名以上 教育委員会：1名以上 水道環境課：1名以上 福祉保健課：1名以上 農林水産課：1名以上

2. 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の運営

災害警戒本部の本部長は総務課長とし、運営については本部長が災害発生のおそれのある注意報または警報、地震情報を受けた時、関係課長を招集して情報を検討し、待機職員の指示その他の応急処置を講ずるとともに、町長に必要な進言を行うものとする。

(2) 災害警戒本部の応急対策の概要

災害警戒本部は、救助その他災害の拡大を防止するために必要な諸般の準備を開始するほか状況の把握、連絡活動を行う。

(3) 災害対策本部への移行

災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止し、苓北町災害対策本部を設置する。

(4) 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部は、本部長が災害の発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。

(5) 動員の発令

本部長は、配備基準に基づき動員を発令する。各課長は、本部長の命に基づき職員の間員を行い、動員の結果を本部長に報告する。

(6) 職員の間員、配置のための伝達方法

① 勤務時間中における伝達方法

勤務時間中における伝達は、本部長が庁内放送若しくは各課長を招集して速やかに伝達する。

② 勤務時間外における伝達方法

休日、夜間等における伝達は、総務課から各課長に連絡し、各課長は、各課において電話等により連絡する。

(7) 参集場所

職員は、招集を受けたとき、直ちに登庁するよう努め、参集場所は役場とする。

第2項 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 災害対策本部の設置

町長は、町域の全部及び一部に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害予防並びに災害応急対策が必要であると認めるときは、非常体制として苓北町災害対策本部を設置する。災害対策本部の本部長は町長とし、設置については概ね次の基準とする。

災害対策本部設置基準
<ul style="list-style-type: none">・ 特別警報が発表されたとき。・ 町内で震度6弱以上の地震が発生したとき。・ 大雨、洪水、高潮または津波等の警報が発表され、大規模な災害の発生が予想される時。・ 警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、または発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。・ 町に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、必要と認めるとき。・ 町域に有害物質・放射性物質等、大規模な被害を誘発する物質が大量放出されたとき。・ 多数の死傷者を伴う自動車・航空機・船舶等の事故及びその他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。・ その他災害救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。

(2) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は役場庁舎に設置する。ただし、災害により役場庁舎に支障が生じた場合は、その他使用可能な町施設に設置する。また災害対策本部を設置した時は、「苓北町災害対策本部」の標示を掲示する。

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生のおそれが解消したと認めるとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めるときに廃止する。

(4) 災害対策本部設置または廃止の公表

災害対策本部を設置し、または廃止したときは公表するとともに、県、警察署長、消防長、隣接市町に通報するものとする。

2. 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の任務

- ① 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- ② 災害対策の連絡調整に関すること。
- ③ 水防その他、災害の応急対策に関すること。
- ④ 災害救助その他の民生安定に関すること。
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- ⑥ 町域に及ぶ災害が発生した場合は、応援体制の協力依頼に関すること。
- ⑦ その他、災害の発生の防衛または拡大のための措置に関すること。

(2) 災害対策本部会議

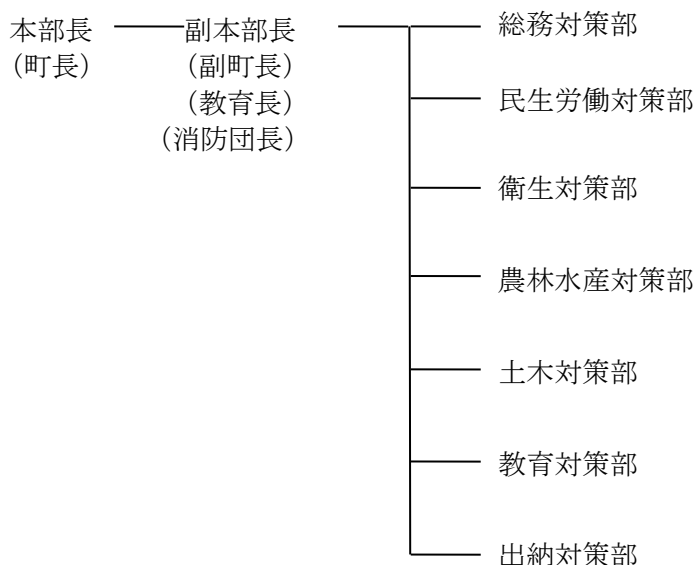
本部長は、災害対策本部の運営及び災害対策の推進に関し、災害対策本部を設置したとき及びその後、必要に応じ本部会議を招集し、以下の協議を行う。

- ① 本部体制の配備及び廃止に関すること。
- ② 災害予防及び災害応急対策の策定に関すること。
- ③ 災害救助法の発動に関すること。
- ④ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ⑤ 災害対策の重要な連絡または、総合調整に関すること。

(3) 災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の組織編成は次のとおりとする。

苓北町災害対策本部組織表



苓北町災害対策本部組織および分掌事務

本部長 町長
 副本部長 副町長、教育長、消防団長

各部	
各部共通	1 部内の職員の動員、配置及び応援等に関する事 2 各部及び部内の連絡調整に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事 4 部に関する情報収集、調査及び被害資料の作成等に関する事 5 所管施設の安全確保、応急対策に関する事 6 所管施設及び設備の被害状況調査及び取りまとめに関する事 7 平常業務に関連する事項の調査及び取りまとめに関する事 8 他部の応援に関する事

総務対策部 部長：総務課長		
班長	班員	分掌事務
企画政策課長	総務課員 企画政策課員	1 災害対策本部の事務に関する事項 2 災害経費の予算措置に関する事項 3 職員の動員派遣に関する事項 4 情報収集、被害報告の取りまとめ及び広報に関する事項 5 車輛の配置編成等に関する事項 6 消防団の活動に関する事項 7 災害応急措置、他の部との連絡調整に関する事項 8 避難に関する事項 9 その他の部に属さない事項

民生労働対策部 部長：福祉保健課長		
班長	班員	分掌事務
税務住民課長 商工観光課長	福祉保健課員 税務住民課員 商工観光課員	1 災害救助及び応急手当に関する事項 2 義援金及び見舞金の処理に関する事項 3 日赤との連絡に関する事項 4 労働力の確保及び給与に関する事項 5 罹災者の保護収容に関する事項 6 医薬品衛生材料の供給に関する事項 7 医療関係者の動員配備に関する事項 8 罹災者の取りまとめに関する事項 9 災害ボランティアの受け入れに関する事項 10 備蓄物資の避難所への輸送に関する事項 11 災害救助法に基づく救援物資の調達・輸送に関する事項 12 企業・団体との協定に基づく救援物資の調達・輸送に関する事項 13 関連施設等の被害の取りまとめに関する事項

衛生対策部 部長：水道環境課長		
班長	班員	分掌事務
水道環境課長 補佐	水道環境課員	1 食品衛生に関する事項 2 清掃に関する事項 3 飲料水及び水道施設に関する事項 4 し尿処理及び下水道施設に関する事項 5 防疫救護に関する事項 6 関連施設の被害の取りまとめに関する事項

農林水産対策部 部長：農林水産課長		
班長	班員	分掌事務
農林水産課長 補佐	農林水産課員	1 農林漁業の災害に関する事項 2 米穀、農畜産物等の調達・供給に関する事項 3 必要物資の斡旋に関する事項 4 農林漁業施設の応急対策に関する事項 5 被害農林漁家に対する融資の斡旋に関する事項 6 水防に関する事項 7 関連施設等の被害の取りまとめに関する事項

土木対策部 部長：土木管理課長		
班長	班員	分掌事務
土木管理課長 補佐	土木管理課員	1 災害に関する事項 2 土木施設の応急対策資材の確保に関する事項 3 交通途絶時の応急対策に関する事項 4 物資輸送に関する事項 5 水防に関する事項 6 関連施設等の被害の取りまとめに関する事項

教育対策部 部長：教育課長		
班長	班員	分掌事務
教育課長補佐	教育委員会課員	1 応急教育対策に関する事項 2 民間団体の活用に関する事項 3 教育施設、関連施設等の被害の取りまとめに関する事項 4 その他の教育委員会の所掌事務に関する災害応急対策に関する事項

出納対策部		部長：会計課長
班長	班員	分掌事務
議会事務局長	会計課員 議会事務局員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助基金の出納に関する事項 2 義援金等現金の保管に関する事項 3 応急対策に係る物品の購入出納に関する事項 4 出勤職員の炊き出しに関する事項

3. 災害対策本部設置後の動員及び配置体制

(1) 配置体制基準

災害対策を強力かつ迅速に推進するため、次により配置基準を定める。

種別	配置時期	配置体制
第1配置 (警戒態勢)	<ol style="list-style-type: none"> ①局地的な災害が発生した場合 ②震度4の地震が発生し、災害が発生した場合 ③その他、必要により本部長が当該配置を指示したとき 	事態に対処するための災害防除の措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な諸般の準備を開始するほか状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。
第2配置 (活動体制)	<ol style="list-style-type: none"> ①局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 ②震度5弱以上の地震が発生し、被害が拡大するおそれがある場合 ③その他、必要により本部長が当該配置を指示したとき 	第2配置体制を強化するとともに、災害に対して直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。
第3配置 (非常体制)	<ol style="list-style-type: none"> ①町内全域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ②震度6弱以上の地震が発生し、被害が甚大な場合 ③本部長が当該配置を指示したとき 	全職員をもってあたるもので、人命を第一とし、それぞれの災害応急対策活動を強力に推進できる体制とする。

(2) 配置基準の動員人員

第1配置、第2配置、及び第3配置の各体制下における職員配置基準を次により定める。

課名	災害対策本部設置後			移動系無線 配置基準
	第1配置 (警戒態勢)	第2配置 (活動体制)	第3配置 (非常体制)	
総務課	4	7	全員	(車載用) 消防指令車
企画政策課	2	4	〃	(可搬型) 3台
土木管理課	2	5	〃	
水道環境課	2	5	〃	
福祉保健課	2	5	〃	
税務住民課	1	3	〃	
農林水産課	2	5	〃	
商工観光課	1	3	〃	
会計課	1	1	〃	
教育委員会	2	4	〃	
議会事務局	1	1	〃	
各出張所	3	3	〃	(固定型) 3台

(3) 動員の発令

本部長は、配備基準に基づき動員を発令する。本部の各部長は、本部長の命に基づき職員の出動を行ない、動員の結果を本部長に報告する。

(4) 職員の出動、配置のための伝達方法

① 勤務時間中における伝達方法

勤務時間中における伝達は、本部長が庁内放送若しくは各部長を招集して速やかに伝

達する。

②勤務時間外における伝達方法

休日、夜間等における伝達は、総務対策部から各部の長に連絡し、各部の長は、各部においてあらかじめ定めておいた非常連絡方法により連絡する。

職員の招集にあたっては、電話の他、IP告知端末、防災行政無線等確実な方法により伝達を行う。特に緊急配置を必要とするときは、庁用自動車により配置職員の所在場所から配置場所へ移行するなどの措置をとる。

(5) 参集場所

職員は、招集を受けたとき、またはラジオ、テレビ等により災害が発生し、若しくは発生するおそれがあることを自ら覚知した場合は、直ちに登庁するよう努めなければならない。

職員の参集場所は、原則として役場とする。ただし、交通の遮断等により参集できない場合は、最寄りの出張所に参集するとともに職・氏名及び役場に参集できない理由を報告し、各出張所で応急活動等を行うこと。また、参集可能な状況となった場合は、役場へ参集すること。なお、役場、出張所が被災している場合は本部長等から指定された場所へ参集すること。

4. 災害対策本部の応急対策

災害対策本部が時間的経過に応じて応急対策を実施し、各部は連携を確保するとともに、所管する事項について迅速かつ的確な応急活動を行う。

5. 防災会議の招集

町域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、関係防災機関相互の連絡調整を図る必要があると認められる時は、苓北町防災会議を招集する。

第3節 水防対策計画

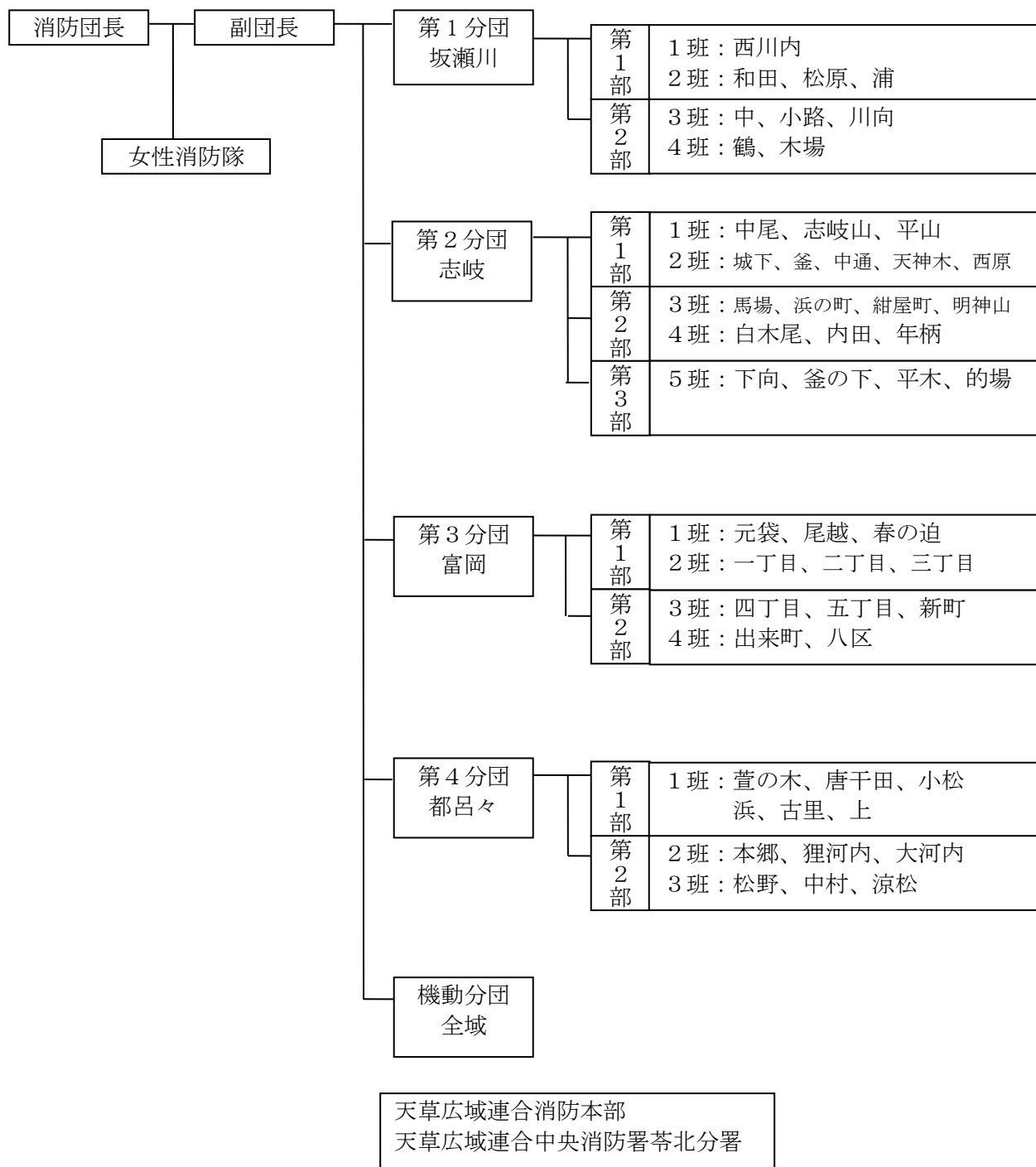
水防に関する計画は、水防法（昭和24年法律193号）第7条の規定に基づいて定めた
苓北町水防計画によるものとする。

第4節 消防対策計画

災害が発生するおそれがある場合及び災害時の非常事態の場合、町民の生命と財産を守るため、消防団の出動等について必要な事項を定める。

第1項 消防組織

消防団等組織は次のとおり。



第2項 消防活動計画

災害時の非常事態の場合において、町民等からの通報があった場合、町長と消防団長と協議し迅速な措置を行う。（火災については、直ちに出勤し消火活動にあたる。）

1. 招集計画

- (1) 台風、大雨等により災害が発生するおそれがあり、また災害が発生した場合、消防団は、事前に消防ポンプ格納庫に待機し、各情報の収集に努め、指示を待つ。（分団役員は、役場または役場と連絡が取れる出張所等で情報の収集に努め、団員への適切な指示を行う。）
- (2) 火災発生の情報を受けた場合、消防団は次の項目で掲げる出勤計画に基づいて、消防ポンプ格納庫に参集して、直ちに現場に向かう。
- (3) その他人命捜索等の災害に関する緊急情報を受理した場合には、所定の場所へ参集する。
- (4) 地震災害については、第5節の地震災害対策計画に基づいて行うものとする。

2. 出勤計画

- (1) 所轄内で台風、大雨等による災害が発生し、出勤要請の指示が出たら、消防団は直ちに災害応急対策に必要な資機材を準備して、災害現場に出勤し、災害応急対策にあたる。
- (2) 町内で、火災が発生した場合、消防団は、火災の推移により次の出勤区分に基づいて消火活動にあたる。
 - ① 第1次出勤
火災を認知した場合、または火災の初期の場合。
機動分団及び各分団の出勤担当班と、所轄分団が出勤。
 - ② 第2次出勤
火災が延焼拡大し、大火となるおそれが生じたとき。
全団員出勤
- (3) その他人命捜索等の案件が発生した場合、出勤要請の指示が出たら指示された場所において捜索活動等を行う。

3. 大火となった場合の応援部隊要請計画

火災現場における最高責任者は、火災の状況を明確に判断してその旨を町長に告げ、町長は必要に応じ消防相互応援協定に基づき応援要請する。

- (1) 応援要請は次の事項を明示して行う。
 - ① 災害の状況 ② 応援車両の種類 ③ 必要人員 ④ 希望到着日時
- (2) 応援消防隊の指揮は、その都度町長が特命する。
- (3) 応援消防隊は、特命指揮者の指揮のもとに防御活動に従事する。
- (4) 応援部隊の費用の負担等については、相互応援協定に基づいて行う。

第5節 地震災害対策計画

震度4以上の地震はその発生の規模等において、台風、集中豪雨等の災害とは根本的に異なるものがあり、その対策においても津波対策等、特別な措置を必要とする。この計画では、震度4以上の地震が発生した場合、町が県及び防災関係機関と緊密な連携を持ち、迅速に応急対策を実施し、被害を最小限にとどめるために必要な事項を定める。

第1項 組織計画及び動員配置計画

町職員の防災組織計画及び動員配置計画は、「第4章 第2節 災害対策本部等の設置」の定めによるものとする。

消防団長、副団長については、災害警戒本部が設置された場合は警戒本部と連絡を密にし、災害対策本部が設置された場合は本部へ参集し、待機する。

他の団員は、次のとおりとする。

種別	配置時期	配置体制
第1配置 (警戒体制)	震度4の地震が発生し、災害が発生した場合	消防団は、地震情報を収集するなど警戒体制をとり、各分団長は役場及び各出張所で消防団への指令伝達が行えるよう待機する。
第2配置 (活動体制)	震度5弱以上の地震が発生し、被害が拡大するおそれがある場合	第2配置体制を強化するとともに、災害に対して直ちに災害応急活動が開始できる体制とし、幹部役員は役場及び各出張所に待機し、情報収集を行い、班長及び班付班長はポンプ格納庫に参集し、いつでも出動できる体制をとる。
第3配置 (非常体制)	震度6弱以上の地震が発生し、被害が甚大な場合	全団員が出動し、人命を第一とし、それぞれの災害応急対策活動を強力に推進できる体制をとる。

第2項 地震災害応急対策

1. 災害応急対策の概要

町は、震度6弱以上の地震が発生したときと同時に災害対策本部を設置し、災害状況の把握に努め、次の応急対策を行う。

(1) 通信及び広報対策

震災時の広報活動は、次により地震発生直後から開始するものとし、町民に地震に対する正しい知識を提供し、混乱の防止及び、町民の生命の安全確保に努めるものとする。また、応急対策及び復旧作業については随時広報活動を実施していくものとする。

広報の時期	広報事項	広報活動の方法
地震発生直後	<ul style="list-style-type: none">地震情報及び地震時の一般的注意事項災害情報及び被害状況町の災害対策活動状況避難に関することその他必要な事項	<ul style="list-style-type: none">広報車の利用広報紙、チラシ等による広報報道機関への広報依頼有・無線放送施設の利用
その後	<ul style="list-style-type: none">災害情報及び被害状況救援物資の配布に関する情報各種施設等の応急対策及び復旧状況その他必要な事項	

(2) 津波対策

津波、大津波警報が発表され、または震度4以上の地震を感じた場合は、次により津波に対する自衛措置をとるものとする。

- ①地震発生後30分間は、海面監視員を配備して万全の対策がとれるようにする。
- ②ラジオ、テレビ等の予報を聴取する責任者を定めておく。なお、停電の場合、避難先での情報入手のため、常に携帯ラジオ等を用意する。
- ③大津波警報が発表された場合は直ちに指定された避難所（場所）及び付近の高台に避難する。

(3) 避難対策

大地震が発生した場合、住民の動揺も大きく、混乱をきたすおそれがあるので、「第4章 第6節 避難計画」により、震災時における住民の避難が円滑、適切に行われるよう努めるものとする。

(4) 救出計画

関係機関は、大地震発生時において、特に次の措置により被災者の救出に努めるものとする。

①消防団員等による救出

消防団員は、幹部の指揮の下、消防職員、警察官と相互に連絡・協力し、被災者の救出に努めるものとする。

②町職員・住民等による救出

町職員及び住民は、積極的に消防職員、消防団員ならびに警察官に協力し、被災者の救出に努めるものとする。

③自衛隊等への災害派遣要請

大地震により、被害が大きく町において救出作業が困難となった場合、町長はその旨

を知事に報告し、自衛隊、海上保安部、その他関係機関へ協力を要請するものとする。

(5) 火災防御対策

地震時の火災は同時多発の火災となりやすく、それによって消防力の結集が困難となるため、消防団は苓北分署と協力し、その全能力を発揮して、その火災の様相に応じたより効率的な消火活動を行うものとする。

① 消防団の活動

- ・ 消防団は、地域住民と一体となり、上司の指示のもと地震発生時の災害防除にあたり、出火防止、初期消火、人命救助を最大目標に活動するものとする。
- ・ 分団長または副分団長・部長は、高所に見張り員を配置し、受け持ち区域内における火災の早期発見および被害状況の把握に努め、上司に連絡し、上司は対策本部に報告するとともに、部隊活動の適正を図る。
- ・ 消防団長、副団長は、対策本部長と連絡を密にし、消防団員が消火活動、救出・避難活動を実施する場合は一体となってこれにあたるものとする。

② 重要施設等の出火防止

災害対策本部長は、地域内にある重要施設、危険物貯蔵施設、その他特殊な災害の発生が予想される施設については、災害防止のため、必要に応じ、警戒、住民の避難、その他安全確保の措置を指示するものとする。

(6) 応援体制計画

地震による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し、災害対策に万全を期するものとする。

① 県との関係

町は、県に災害対策本部が設置されたときは、常に密接な連絡を保ち、県の施策に適合するように十分調整を図るものとする。

② 防災会議構成機関

災害対策本部は、町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と協力して災害対策に万全を期するものとする。

③ 応援要請

町長は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、近隣の自治体および町と深い関係のある天草管外の市町村に対し応援を要請するものとする。

第6節 避難計画

災害により被害を受け、または受けるおそれのある町民を安全な場所及び施設に収容し、保護するために必要な事項を定める。

第1項 避難措置

1. 町民の自主的避難

町民は、災害発生等により身の安全を図る必要が生じた場合、自らの判断で最寄りの安全な場所へ自主的に避難する。

2. 事業所等における避難

事業所、学校その他の施設の管理者等は、洪水等の発生に伴い避難の必要が生じた場合、各施設が作成した消防法に定める消防計画に基づき、避難場所へ誘導するなど適切な措置を講じ、従業員、児童・生徒、入所者等の安全確保に努める。

3. 避難の勧告または指示

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命の保護その他災害の拡大防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対して、以下により避難実施のための必要な勧告・指示等を行う。

区分	災害の種別	実施責任者	避難勧告・指示等を行う場合及び関係法令
避難準備・高齢者等避難開始	全災害	町長	要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報を発表することができる。
避難勧告			人の生命または身体を災害から保護し、その他災害拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退の勧告を行うことができる。 (災害対策基本法第60条)
避難指示 (緊急)			上記の場合で、急を要すると認めるときは、避難のための指示を行うことができる。 (災害対策基本法第60条)
災害発生情報			

4. 住民への伝達方法

避難勧告及び指示等の住民への伝達はおおむね次により行う。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 防災行政無線、IP告知端末及び電話 | (2) サイレンによる信号 |
| (3) 広報車・放送設備を装備する車輛 | (4) 口頭あるいはハンドマイク等 |
| (5) 携帯電話メールサービス | (6) 報道関係機関 |

5. 避難勧告及び指示等の基準

避難及び立退きの勧告・指示等は、原則として次のような事態になったときに発するものとする。

種別	基準等		
洪水等河川の氾濫	<p>避難勧告等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。</p> <p>・対象河川：松原川、上津深江川、志岐川（水位情報周知河川）</p>		
	発令内容	判断基準	対象区域
	避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水警報が発表されたとき。 対象河川において、水位観測所における水位が避難判断水位に達することが予想されるとき。 	浸水想定区域
	避難勧告 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水警報が発表されたとき。 対象河川において、水位がはん濫危険水位に達したとき。 	
	避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水警報が発表されたとき。 対象河川において、水位がはん濫危険水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 堤防の決壊につながるような漏水等を確認したとき。 	
	災害発生 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 対象河川において、堤防の決壊・越水を確認したとき。 	
	<p>・その他の河川</p>		
	発令内容	判断基準	対象区域
	避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> 大雨洪水警報が発表され、浸水の危険性が高いと判断されたとき。 	浸水想定区域
	避難勧告 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備・高齢者等避難開始発令基準を満たし、かつ、近隣での浸水が拡大しているとき。 	
	避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告発令基準を満たし、かつ、近隣での浸水が床上に及んでいるとき。 	
	災害発生 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 対象河川において、堤防の決壊・越水を確認したとき。 	

種別	基準等		
高潮災害	避難勧告等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して気象情報、海岸線巡視等からの情報も含めて総合的に判断する。		
	発令内容	判断基準	対象区域
	避難準備・高年齢者等避難開始 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> 高潮注意報が発表されたとき。 台風の接近時間帯（おおむね暴風域圏内に入る時間帯）において、潮位が満潮若しくはその前後の時間帯に重なる場合。 	浸水想定区域
	避難勧告 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 高潮警報が発表されたとき。 堤防等の防災施設からの越波、越流の危険性がさらにならると判断されたとき。 堤防等の微小な決壊を確認したとき。 	
	避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 高潮警報が発表されたとき。 堤防の倒壊、決壊のおそれがあるとき。 異常な越流が発生するおそれがあるとき。 	
災害発生 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の倒壊、決壊が発生したとき。 異常な越流が発生したとき。 		
土砂災害	避難勧告等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して気象情報、土砂災害危険箇所の巡視等からの情報も含めて総合的に判断する。		
	発令内容	判断基準	対象区域
	避難準備・高年齢者等避難開始 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報が発表されたとき。 土砂災害危険箇所付近にて前兆現象が確認された場合。（崖等で小石がぱらぱら落ちる、地面にひび割れができる、斜面から濁った水が流れる、地鳴りがする、その他土砂災害の兆候が確認された時） 	土砂災害危険箇所
	避難勧告 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 近隣で前兆現象の発見があったとき。（斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路にクラック発生等） 	
	避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害が発生したとき。 近隣で土砂移動現象、前兆現象の発見があったとき。（山鳴り、流木の流出、斜面の崩壊） 	
災害発生 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害が発生し、道路や家屋等に被害が出たとき。 		

種別	基準等		
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> 地震火災の拡大により、町民に生命の危険が及ぶと認められるとき。 その他町民の生命を災害から保護するため必要と認められるとき。 		
津波災害	<p>津波には、沿岸近くで発生した地震による津波のように到達時間の極めて短いものから、日本から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように、到達までに相当の時間がかかるものまでであるが、いずれの場合であっても情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないように、以下の判断基準に従って避難勧告・指示等を発令する。</p> <p>なお、日本から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達まで相当の時間があるものについては、下記の判断基準に達する以前に津波の到達予想時刻等の情報が入手できることがあり、その場合には、早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難を実施するための措置をとる。</p>		
	発令内容	判断基準	対象区域
	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 津波注意報が発表されたとき。 津波による被害のおそれがあるとき。 	海岸及び浸水の危険がある区域
	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報が発表されたとき。 津波による被害のおそれがあり、避難の必要があると認められるとき。 	
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報が発表されたとき。 大津波警報が発表されたとき。 		

6. 避難の指示の権限の委任

町長は、緊急を要する場合、迅速な避難を図るため、町長の命を受け災害現場に派遣された職員に避難の指示の権限を委任する。

また、上記により町長の権限の委任を受けた者は、その事態を考慮し、学校その他安全な場所に避難させることができる。この場合速やかにその状況等を町長に報告し、以後の指示を受ける。

7. 避難措置の関係機関への連絡

(1) 関係機関への連絡

避難の勧告または指示を行った場合、県知事へ次の事項を報告する。

- ①避難勧告・避難指示（緊急）の発令者 ②避難対象者
- ③避難勧告・避難指示（緊急）の日時 ④避難先
- ⑤避難勧告・避難指示（緊急）の理由

8. 避難者の誘導および輸送

(1) 避難誘導

避難誘導は、勧告・指示等を出した機関が行う。ただし、町長は他の機関から避難の指示を出した旨の通知を受けた場合は、担当部の職員を災害現場に派遣し避難誘導にあたらせる。この場合、警察、消防団及び自主防災組織等の協力を得て行う。

避難誘導の際は、できるだけ自治会単位等で集団避難を行うものとし、要配慮者の避難に配慮するものとする。

特に津波に対する避難の場合は、既存の指定避難所にとらわれず、できるだけ高い建築物や高台等の緊急避難場所へ誘導するものとし、避難方法も徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車による避難誘導を図るものとする。さらに避難の解除が早すぎないよう情報等を十分に確認し、適切な指示を行うものとする。

(2) 移送・輸送

避難者の移送・輸送は、原則として避難者各自で実施する。避難者が自力で立退きが不可能な場合及び、町長が必要と認める場合、並びに避難者の要求があったときは、町において車輛・船舶等を確保し、移送・輸送を行う。

ただし、災害が広域におよび大規模な立退きを要し、町で処理できない場合は、県知事に避難者の移送・輸送を要請する。

第2項 避難所の設置

避難所の開設、収容および収容者の保護は、災害救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき町長が実施し、同法が適用されない災害または同法が適用されるまでの間は、独自の応急対策として町長が開設し、その旨を公示するとともに、県（天草広域本部保健福祉環境部）に報告する。

1. 避難所等の安全性の確認

町は、避難場所の安全性を確認したうえで、あらかじめ指定していた施設において避難所を設置するものとし、必要に応じ、あらかじめ指定していた施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として設置するものとする。

また、安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、町内では避難所を設置することができない場合には隣接する自治体と協議し、収容の委託あるいは建物・土地を借り上げて避難所を設置するものとする。

2. 住民への周知

町は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

3. 収容対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者、または被害を受けるおそれのある者。

(2) 避難命令が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者。

4. 収容の期間

避難所の開設、収容保護の期間は、原則として災害発生の日から7日間以内とするが、

それ以前に必要ななくなったものは逐次退所させ、期間内に完了する。ただし、期間内に罹災者が住居または仮住居を見出すことができず、継続収容を必要とするときは、町長はその都度、県に開設期間の延長を連絡する。

5. 物資の確保

町は、避難所開設および収容保護のための所要物資を確保する。ただし町において確保できないときは、県に確保を依頼する。

6. 町職員の駐在

避難所を開設したときは、各避難所に町職員を派遣駐在させ、避難所の管理と収容者の保護にあたらせる。

なお、駐在員は次の各種記録を備えつけ整備する。

- (1) 避難所収容者名簿
- (2) 避難所用物品受払簿
- (3) 避難所設置および収容状況

7. 避難所開設状況等の報告

避難所を開設後、その後の状況を日報により県に報告する。

なお、報告は次の事項について電話等により行う。

- (1) 開設状況報告：避難所開設日時、場所、施設名および収容状況等
- (2) 収容状況報告：施設別、収容人員、開設期間の見込み等
- (3) 閉鎖報告：施設別閉鎖日時

8. 避難所の管理運営

- (1) 避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に管理運営するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO等との協働についても検討するものとする。
- (2) 避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努めるものとする。また、食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。
- (3) 避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。
- (4) 男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、食事提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食糧確保等を行うものとする。
- (5) 避難期間が長期化する場合は、県と連携し、精神科医、臨床心理士、保健師等による心のケアも行うものとする。
- (6) 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保を検討する。
- (7) 指定管理施設である指定避難所を使用するにあたっては、関係団体との役割分担等を事前に協議し、避難所を適切に運営できるよう努めるものとする。

9. 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

- (1) 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対してその利用について必要な指示をするものとする。
- (2) 避難が長期間となるおそれがある場合は、町は学校長と協議し、学校教育上支障とならないよう必要な措置を講じるものとする。

第3項 広域的避難収容

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じ、県に支援を要請するものとする。

第4項 被災者等への的確な情報活動

町は、県と連携して、町外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

第5項 要配慮者避難対策

苓北町避難行動要支援者支援計画（以下「避難行動要支援者支援計画」という。）に基づき、あらかじめ把握している要配慮者について、社会福祉協議会と連携して、民生委員や区長及び近隣協力員等と連絡を取り、安否確認等を実施し、避難の補助を行う。

また、平時において、避難支援等を実施するための基礎となるよう避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

なお、消防機関は、救助にあたっては、要配慮者の特性に配慮するものとする。

その他の事項については、避難行動要支援者支援計画に基づき、一人一人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な避難支援計画（個別計画）の策定に努め、支援、避難補助を行う。

* 避難行動要支援者支援計画は、旧災害時要援護者避難支援計画。

第6項 車中避難者を含む避難所以外の被災者への対応

町は、自治会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。併せて、食料等必要な物資の配布に努めるとともに、正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第7節 罹災者救出計画

災害により、生命、身体が危険な状態にあるもの、また生死不明のものを捜索し、救出してこれを保護するとともに、救急業務を円滑に遂行するために必要な事項を定める。

1. 実施責任者

罹災者の救出は、必要な機材等により町が行う。また、応急処置のための必要がある場合は、他の市町村、県、その他関係機関に応援を要請する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の救出期間は災害発生の日から3日以内であるが、特別の事情がある場合は、町長は知事に期間の延長を申請するものとする。

2. 救出対象者

災害により生命、身体が危険な状態にあるもので早急に救出を要するもの、または行方不明のもので諸般の事情により生存していると推定されるもの。

3. 救出活動

被救出者があり、救出の必要がある場合、災害対策本部長の命により救出隊を編成する。編成は消防団を主隊とし、災害の規模・程度に応じて、町関係職員、その他増強要員をもってこれに充てる。

救出隊長は、装備した機器材を活用し、隊員を指揮して救出活動にあたる。町のみでは救出活動が困難な場合は、県または他の市町村の応援を得て実施するものとする。

4. 惨事ストレス対策

町は、救出、救助活動に従事する職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

災害後の罹災者に対する水、食料等の供給について、それぞれの施策を明示し、罹災者の保護について万全を図るものとする。

また、災害によって住家の全焼等により日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失またはき損し、これらの物品を直ちに入手する事が出来ない状態にある者に被服、寝具、燃料その他生活必需品（以下「物資等」という。）を供給するものとする。

第1項 給水計画

1. 実施責任者

被災者に対する飲料水等の供給は町が行う。また町において実施できないときは、県または近隣の自治体に応援を要請する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施する。

2. 給水の対象者

飲料水の供給は、災害のため水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、または断水したため飲料水が得られない者に対して行う。

生活用水の供給は、水道、井戸等の給水施設の破壊または断水等により生活用水を得ることができない世帯に対して行う。

医療用水の供給は、水道、井戸等の給水施設が破壊され、医療用水が汚染し、または断水したため医療用水を得ることができない医療機関に対して行う。

3. 実施方法

被害を受けていない水源地または上水道から取水し、給水車、舟艇または貯水槽、給水容器等を用いて搬送のうえ給水する。給水場所は原則として指定避難所で行う。ただし、当該避難所の収容定員、被害の状況等により必要な場合は、公園等の適当な場所で行うものとする。

給水の目安は以下のとおり。

- ・飲料水：1日1人当たり3Lとする。
- ・生活用水：災害の状況及び飲料水の給水状況により給水可能な量とする。
- ・医療用水：医療機関等の要請に基づく必要量とする。

第2項 食料供給計画

1. 実施責任者

被災者に対する食料の供給は町が行う。また被災地域において実施できないときは、県または近隣の自治体に応援を要請する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施する。

2. 食料の供給対象者

食料の供給対象者は次に掲げる者のうち、被害の状況及び被災者の状況等を考慮し、町本部長が決定するものとする。

- (1)避難所等に収容された者
- (2)住家に被害を受けて炊飯のできない者
- (3)水道や電気等の機能停止により炊飯ができない者
- (4)町内の旅行者または一時滞在者等で帰宅困難な者
- (5)災害地における救助作業または応急復旧作業に従事する者（これらの者については災害救助法の配給対象とはされない）
- (6)その他町本部長が必要と認める者

3. 実施方法

炊き出しは避難所等で、食事をする場所に近い適当な場所において実施する。炊き出しの方法は、学校給食施設、公民館等での施設を利用して行うが、このとき必ず町職員等責任者が立ち会い、その実施について指導するとともに必要事項を記録する。

避難所付近に炊き出しに適当な場所がない場合は、日本赤十字社等の炊き出し機具を使用し、屋外で実施する。

第3項 生活必需品等供給計画

1. 実施責任者

被災者に対する物資等の供給は町が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、「災害救助法施行規則」により施行し、物資の確保及び輸送は原則として県が行い、各世帯に対する割り当て及び支給は町において行う。

2. 物資等の供給対象者

災害により家屋の全焼、全壊、流出、半壊及び床上浸水等の被害を受けたもので、次の事項に該当するもの。

- (1)日常生活に必要な被服・寝具等を喪失したもの。
- (2)その他、必需品がないため日常生活を営むことが困難なもの。

3. 実施方法

物資等の供給は、民生労働対策部の職員が、状況に応じ自主防災組織、地区、ボランティア及び教職員等の協力を得て行うものとし、供給場所は原則として指定避難所で行う。ただし、当該避難所の収容定員、被害の状況等により必要な場合は、公園等の適当な場所で行うものとする。

なお、交通及び通信の途絶等により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第9節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理計画

災害により住家を失った被災者で、自らの資力では住家の確保ができないものに対して仮設住宅を提供し、または住宅の応急修理を行い、罹災者の居住安定を図るために必要な事項を定める。

1. 実施責任者

町は災害により住宅を失い、または破損のため居住することができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与あるいは住宅の応急修理を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施する。

2. 応急仮設住宅の供与

(1) 応急仮設住宅の入居基準

- ①住宅が全焼、全壊、または流出した者
- ②居住する住家がない者
- ③次に掲げるもので、自らの資力では住宅を建築することができない者
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定の資産のない失業者
 - ・特定の資産のない単身者、母子・父子世帯
 - ・特定の資産のない高齢者、病弱者または身体障がい者
 - ・特定の資産のない勤労者、小企業者
 - ・前各号に準ずる経済的弱者等である者

(2) 設置場所

原則として町長が選定する場所とする。

3. 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、町は公営住宅の入居について、最大限の配慮を行うものとする。

4. 民間施設の提供

町は、民間住宅関係団体と協定を締結するなど協力体制の強化を図り、災害時における被災者の一時居住のための住宅提供に努めるものとする。また、ホテル・旅館等民間宿泊施設や空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により避難所の早期解決に努める。

5. 応急仮設住宅の管理運営

町は、応急仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、撤去に至るまでの管理運営を行うものとする。この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して応急仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。

また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点に配慮するものとする。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

6. 住宅の応急修理

応急修理を受ける者は住宅が半焼または半壊し、当面の日常生活ができない者とする。

第10節 廃棄物処理計画

被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするために、災害で発生する廃棄物や住宅等の障害物を除去するとともに、物資、人員の輸送が円滑に行われるように、主要道路の障害物の除去等について必要な事項を定める。

第1項 廃棄物処理の実施

1. 実施責任者

町長は、災害により住居またはその周辺に運ばれた土石・竹林やその他廃棄物等の除去作業を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施する。

2. 除去の方法

(1) 住居内の廃棄物

当面の日常生活が、可能な程度の応急的除去に限り実施する。

(2) 交通遮断の廃棄物

①町道・県道・国道にある廃棄物は、それぞれ町、県が相互に協力して除去する。

②河川、橋梁における流木等の廃棄物は、それぞれ町、県が相互に協力して除去する。

3. 廃棄物の一時的集積場所

校区ごとに定め、原則として公立学校の運動場等、公用地を利用する。

また、1次処理（選別）、2次処理（焼却、破砕等）など段階的な処理場用地の選定に取り組むものとする。

第2項 災害廃棄物処理の広域応援体制

町は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣自治体と相互応援体制の整備に努めるものとし、さらにその相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努めるものとする。また、熊本県産業廃棄物協会と熊本県との間で締結した協定書に基づき、熊本県に対し別紙様式により熊本県産業廃棄物協会に協力を要請するものとする。

第3項 災害廃棄物処理計画

(1)町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。

(2)町は、住民が道路上に災害廃棄物を出し、交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求めるものとする。

(3)町は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬するものとする。

(4)損壊家屋のがれきや消失家屋の焼け残りについては、原則として被災者自ら町の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合または、道路

等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行うものとする。

- (5)町は、必要に応じて災害廃棄物の仮置場及び1次処理場（選別）、2次処理場（焼却、破碎等）の設置を行うものとする。

第11節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する対策

災害時における、非衛生的な生活環境を改善し、住民生活の安定を図るための措置を講じる。また、災害に際し、死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬の各段階において警察署等関係機関との連絡を密にし、遅滞なく処理し、人心の安定を図る。

第1項 清掃計画

1. 実施責任者

町長は、災害により汚染したごみ・し尿等を速やかに処理して、清潔を保ち生活環境を整備する作業を実施する。なお、被災の程度により、町だけで処理できない場合は、保健所、近隣の自治体または県の応援を求めて実施する。

2. 被害状況調査、把握

- (1) 速やかに被害状況を把握するため、調査区域、調査対象施設・設備、調査員等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、天草保健所へ報告する体制を整備する。

3. 廃棄物の収集及び処理方法

- (1) し尿の収集は許可業者により行い、原則として処理施設により処理する。
- (2) ごみ等の収集は、委託業者により行う。収集したごみは焼却施設において処理する。汚泥等は処理施設により処理し、環境衛生上支障のない方法で処分を行う。

4. ごみ処理計画

- (1) 各地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推測するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を行う。
- (2) ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、ごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣の自治体へ応援要請を行う。
- (3) 地区住民が交通の妨げになるような所に廃棄物を出さないように周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集が出来ない地区については、臨時収集所を設け、収集の協力を求める。
- (4) 防疫上食物の残さ等、腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (5) 損壊家屋や流失家屋の瓦礫等については、原則として被災者自ら町の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合または道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。
- (6) 災害時には、大量の廃棄物の排出が予想され、処理場への大量搬入は、交通の確保の困難性や処理能力の問題等が考えられるため、町は必要に応じ環境保全上支障のない場所での暫定的な積み置き場所を確保する。

5. し尿処理計画

- (1) 各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋のし尿排出量を推定するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処理の対策を行う。
- (2) し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、又し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、天草地域一般廃棄物（し尿等）処理に関する相互支援協定

に基づく支援要請を行う等、近隣の自治体へ応援要請を行う。

- (3) 被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設便所の適正管理の対策を行う。
- (4) し尿は、民間業者による収集を行うものとし、処分は下水処理場で処理することを原則とする。

6. 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 処理施設の維持管理点検体制を整備し、予備資材の確保に努めるなど災害時に備える。
- (2) 被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は、近隣の自治体への応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- (3) 要員・資材等の不足により応急復旧が不可能なときには、県へ応援要請を行う。

7. 廃棄物処理の広域応援態勢

- (1) 被災時の廃棄物の排出量や処理能力等を想定の上、近隣の自治体と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 広範囲の被災により近隣の自治体による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

第2項 防疫対策

1. 実施機関

災害時における防疫事業は町が行う。ただし、被災の程度により、町において十分な防疫活動ができない場合は、県に要請する。

2. 防疫活動組織

(1) 防疫体制の強化

防疫活動の徹底を図るため、町は、県、日赤、医師会、その他関係機関の協力を求めるものとする。

(2) 防疫班の編成

町は防疫実施のため、次により防疫班を編成する。

衛生技術者（班長）	1人
作業員	2人
助手	1人

(3) 防疫班の業務及び実施の方法

① 検病調査及び健康診断

被災地区の区長及びその他代表者を通じ、各戸を調査して行う。

② 避難所の防疫措置

- ・ 避難所の清潔方法、消毒方法の実施
- ・ 避難者に対する検病調査の実施
- ・ 給食従事者に対する健康診断の実施
- ・ 配膳時の衛生保持、残・廃物等の衛生的処理の指導
- ・ 飲料水等の水質検査の実施指導

- ・避難所内における衛生に関する自治組織編成の指導
- ③臨時予防接種の実施
- ④患者の収容
 - ・感染症患者または保菌者の隔離収容とともに周囲の消毒
 - ・感染症病院または隔離病舎収容困難な場合における臨時隔離施設の設置

3. 消毒及び害虫駆除

天草保健所等関係機関の指導のもと、被災地または避難所の状況に応じ、必要な資機材をもって防疫活動を実施する。

第3項 死体の搜索及び収容埋葬計画

1. 実施責任者

災害により死亡した者の搜索、検分、処理及び埋葬等の実施は町が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施する。

2. 搜索及び収容、埋葬の方法

(1) 死体の搜索の方法及び収容

死体の搜索は、町が天草広域連合消防本部及び警察と連携を密にし、早期発見に努める。ただし、状況に応じ自衛隊、自主防災組織及び地区等の協力を得て実施する。

町は、人命救助、救急活動及び行方不明者の搜索中に遺体を発見したときは、警察に連絡する。

死体の搜索期間は、災害発生後1週間以内とする。ただし、1週間を経過してもなお搜索を必要とするときは、災害対策本部長の指示により搜索及び収容隊の規模を縮小して行う。

(2) 遺体の収容及び処理

① 遺体の収容

発見された遺体については、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定により警察官の検死の後、災害対策本部長が指示する場所に収容する。ただし、遺族において処理できるものについては、遺族に引き渡す。

② 収容後の処理

収容された遺体は次により処理する。

- ・遺体の洗浄、縫い合わせ、消毒等
- ・遺体の一時保存
- ・検案

③ 身元不明の遺体に対する措置

漂流死体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治33年法律第93号）の規定により処理する。

(3) 遺体の埋葬

① 遺体の埋葬は、警察官の検死（検分）を待って、町または医師が仮設の埋葬場所を借り上げて行い、町のみで困難な場合は、他機関の所属の医療班等の応援を得て実施する。

② 埋葬は、原則として火葬とする。また、棺、骨つぼ等現物を遺族に支給することによって行うこともできる。

第12節 医療助産計画

1. 実施責任者

町は、災害により住民の医療が困難となった場合における被災地の住民に対する応急的な医療及び助産を実施する。なお、災害救助法が適用された場合、苓北町は知事の補助執行機関としてこれを行う。

2. 医療助産の範囲

(1) 医療の範囲

- ① 診療
- ② 薬剤または治療材料の支給
- ③ 処置手術、その他治療及び施術
- ④ 病院または診療所への収容
- ⑤ 看護

(2) 助産の範囲

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前、分娩後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

3. 救護班及び医療班の編成等

災害現地において医療、助産救助を実施するため、次の基準により救護班または医療班を編成し、必要に応じ出動するものとする。

(1) 救護班

医師1～2人、薬剤師1人、看護師2～3人、事務職員1人、診療車を有するとき運転手1人をもって編成する。班長は医師のうち1人をもってあてる。

(2) 医療班

医師1人、補助員（看護師を含む）若干名をもって組織する。

4. 実施の方法

(1) 救護班及び医療班の派遣による方法

災害現地において医療の必要があるとき、町長は本計画の定めるところにより、現地に救護班または医療班を派遣して行う。

(2) 医療機関による方法

医療機関（医療施設）において医療を実施することが適当なときは、医療機関または町長が収容委託した病院（診療所）に移送して行う。

(3) 県からの応援等

町長は、当該地域の機関によっては十分な医療、助産、救助等の活動ができないと認めるときは、県にその旨を連絡するなど他機関の応援を求めて実施する。

(4) 災害救助法が適用されたときの取扱い

町長は、医療救助法等の実施方法について、県に協議のうえ行うものとする。

5. 災害救助法が適用されない災害における費用の負担

災害救助法が適用されない災害における費用は、次により苓北町が負担するものとする。ただし、他の制度により費用の負担が定められているものについてはこの限りではない。

(1) 医療及び助産の費用

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実施弁償の基準に準ずる。

(2) 従事者の災害補償

救護班または医療班として救護医療活動に従事した医師、その他の者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、または障がい者となったときの災害補償は、「熊本県消防補償等組合消防団員等公務災害補償条例」の規定による。

第13節 教育・保育対策計画

災害発生時における児童・生徒の保護、文教施設の保全、応急教育の実施その他必要な事項について定め、もってこれらの円滑な遂行を図るものとする。

第1項 教育対策

1. 実施機関

町立学校における応急教育等は、町教育委員会が実施する。

2. 応急教育対策計画

(1) 児童・生徒の安全措置

- ① 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、学校長は事故を未然に防止するため、休校等適切な措置を講ずるものとする。この場合、教育委員会は予め基準を示し、学校長と協議する。
- ② 学校長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所を予め設定しておくものとする。避難予定場所の名称・所在地等については、常に児童・生徒及び保護者に周知徹底させておくとともに、災害発生の場合は、保護者に児童・生徒の動向を連絡できる体制を考慮しておくものとする。

(2) 学校施設の確保

被災施設の状況を速やかに把握し、天草教育事務所など関係機関と密接な連絡を取り、次の応急措置を行う。

- ① 火災による被災建物であって木造建物で全焼以外の被災建物は、主要構造材の炭化部分を撤去し、残余の部分は床、壁体、天井、建具を修理のうえ、建物周囲の片付けを行い児童生徒を収容する。なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認後上記修理を行い、一時的に使用することとする。
- ② 火災以外の災害建物で、大破以下の被災建物は応急修理のうえ使用するが、この場合建築士の指示により、水平力及び積載荷重に対し、安全の確認を行った後使用すること。
- ③ 被災校舎が応急修理によっても使用不可能な場合は、無災害または被害僅少の地域の学校、施設、公民館、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合児童・生徒の安全とともに教育的配慮を行うこととする。
- ④ 教育施設の破損・滅失については、早急に修理・補充する必要があるが、修理・補充の不可能な場合には、無災害または被害僅少学校の設備を一時的に使用するよう手配する。

(3) 災害に伴う学用品の支給

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失または棄損し、資力の有無にかかわらず物品販売機構の一時的混乱のため、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒に対して、苓北町は必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施する。

第2項 保育対策

1. 実施機関

保育園等における応急対策等は、福祉保健課が実施する。

2. 応急保育対策計画

(1) 保育園児保護対策

保育中に災害が発生した場合、園長は、福祉保健課からの指示により、またはそれが不可能なときは、園長の判断により下記の措置をとるものとする。

- ① 保育園施設に異常がなく、保育の継続が可能な場合は、園児の安全を確保しつつ、保育園施設内で保育を継続し、保護者の迎えを待つものとする。なお、保護者が交通の遮断、被災等の事情により迎えに来られず、降園できない園児が出た場合については、早急に実情を把握し必要な措置を講ずるものとする。
- ② 保育園施設に被害が発生し、保育の継続が困難と判断された場合には、園児を安全に避難させるとともに、園長を中心に被害状況等を把握し、明確な指示、的確な措置をとる。なお、保護者にも連絡網等を通じその旨の連絡を行う。

(2) 保育施設の確保

災害が発生した場合、園長はその状況を把握し、速やかに被害状況を福祉保健課に報告する。

福祉保健課は、被災保育園の現地調査を行い、保育継続の可否及び事態に即応した復旧対策を検討するなど、保育園運営の正常化に努める。

(3) 応急的保育の実施

園長は、災害の規模、被害の程度により、臨時の編成、町内保育園相互の調整を行うなどの対策を行い、登園可能な保育園児は、極力保育が実施できるよう努めるものとする。なお、その際登降園の安全の確保には万全を期するよう配慮する。

第3項 文化財の保護

文化財が被災した場合は、その所有者または管理者は、直ちに消防署または消防団に通報し、被害の拡大防止に努め、速やかに被害状況を調査し、その結果を町教育委員会に報告するとともに、県指定の文化財及び国指定の文化財にあっては、県教育委員会に報告する。

防災関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずるものとする。

第14節 交通輸送計画

第1項 交通応急対策計画

町は、災害時において交通が途絶えまたは混乱した場合、若しくはそれらのおそれがある場合は、その状態を速やかに回復して交通秩序を確立し、災害地に対する緊急輸送及び災害地に関連する交通の安全と円滑を図るため、次に掲げる応急対策を実施する。

1. 交通規制の実施

町長は、次のような場合、交通の安全と円滑を図るため、道路における交通規制を実施する。

- (1) 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合
- (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合

2. 交通情報の把握

町は、天草警察署、県（天草地域振興局土木部）と相互に緊密な連絡をとりながら、常に管内の交通事情の実態把握に努め、その状況及び必要な措置を関係機関に通知する。

第2項 輸送対策計画

町の行う被害者及び災害応急要員の移送ならびに、災害応急対策用物資資材の輸送の計画は、次に定めるところによる。

なお、町のみでは輸送力が確保されず、または輸送の円滑が期されないときは、県を通じて熊本県トラック協会へ要請するなど、他の関係機関の応援を得て実施する。

1. 輸送力の確保

(1) 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等十分調査し、もっとも迅速・確実に輸送できるものをもって行う。なお人員、物資の輸送の優先は次のとおりとする。

- ① 人員の輸送：災害対策本部員、消防団員、消防職員、応急復旧作業員及び要員、ならびに罹災者などとする。
- ② 物資の輸送：物資の輸送については、緊急物資、食料及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品ならびに災害用復旧資材を優先輸送する。

(2) 車輛等の確保

車輛等の把握・配車については、総務課が担当する。各部（課）において車輛を必要とするときは、総務課に配車の要請をおこなう。

(3) 庁用車以外の車輛等の確保

苓北町の車輛等が不足する場合は、営業用・自家用車等を借り上げる。

(4) 陸路以外の輸送方法

- ① 船舶による輸送：陸上交通による輸送が困難な場合、または途絶えたときは、天草漁業協同組合（苓北支所）や海運業者の協力を得て、人員・物資等の海上輸送を図る。

②航空機等による輸送：災害による交通途絶、その他の理由により空中輸送が必要な場合は「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより要請して行う。

(5) 人力による輸送

災害のため車輛等による輸送が不能な場合は、人力により輸送を行う。

2. 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送あるいは車輛等の借り上げ費用は、国土交通省の認可を受けている場合、その運賃及び料金とするほか、実費の範囲内とする。なお、官公署及び公共機関保有の車輛使用については、燃料費負担程度とし、自家用車輛等の借り上げについては、謝金として輸送業者に支払う料金の範囲内で所有者と協議して定めるものとする。

3. 災害救助法による輸送の基準

災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施し、その範囲は次のとおりである。

(1) 輸送及び移送の範囲

- ①罹災者を避難させるための移送
- ②医療及び助産のための移送
- ③罹災者救出のための輸送
- ④飲料水及び救助用物資輸送
- ⑤死体捜索及び死体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

原則として各救助の実施期間中とする。

<参考>ヘリコプター離着場所一覧表

番号	離着予定地	所在地	予定地面積(たて×よこ㎡)
1	坂瀬川総合グラウンド	苓北町坂瀬川	100×50=5,000㎡
2	坂瀬川小学校	〃	60×50=3,000㎡
3	坂瀬川公民館	〃	90×50=4,500㎡
4	志岐小学校	苓北町志岐	90×70=6,300㎡
5	苓北中学校	〃	120×70=8,400㎡
6	苓北町農村運動広場	〃	120×90=10,800㎡
7	苓北町拠点避難地	〃	165×80=13,200㎡
8	富岡小学校	苓北町富岡	80×60=4,800㎡
9	県立天草拓心高校マリン校舎	〃	150×100=15,000㎡
10	都呂々公民館	苓北町都呂々	60×50=3,000㎡
11	都呂々小学校	〃	100×60=6,000㎡
12	木場地区交流施設	〃	100×60=6,000㎡
13	上津深江広域避難地	苓北町上津深江	(70×45)+(50×30)=4,650㎡

第15節 救援物資要請・受入・配分計画

大規模な災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、确实、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1. 不足物資の把握

町は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して町のみで対応できない場合は、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

2. 受入・供給体制

(1) 拠点集積場所の選定

町は、各避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資の拠点集積場所として、あらかじめ選定しておくものとする。

(2) 受入・供給体制の整備

町は、拠点集積場所に物資の集積を行う場合には、当該集積場所ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

また、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

なお、町は大量に送付されてくることが予想される救援物資の避難者への効率的な配送を行うため（社）熊本県トラック協会及び民間事業者との協力体制の構築に努めるものとする。

(3) 救援物資の取り扱い

町は、救援物資の确实な供給等を行うため、避難収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等にも努めるものとする。

第16節 労務供給対策

災害時において応急対策を実施する場合は、職員をもってこれに充てるが、特定作業あるいは労力に不足を生じる場合の計画は次により実施する。

1. 実施機関

災害応急対策に必要な作業員の雇い上げについては町が実施する。

2. 作業員の作業内容

応急対策に必要な作業員の作業範囲は、次のとおりとする。

(1) 被災者の救出のための機械器具資材の操作

(2) 医療助産の移送

医師が到着しなければ、医療措置を講じられない重症患者、または医療措置を必要とする患者を病院等に運ぶために、他の方法がない場合。

(3) 飲料水の供給のための運搬操作、浄水用医薬品の配布等

(4) 救援物資の整理、輸送及び配分

(5) 遺体の搜索処理

3. 賃金の基準

賃金の基準は、民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して災害対策本部長が定める。

4. 賃金の支給方法

賃金の支給は、各課（部）において支払うものとし、原則として作業現場で当日作業員に対し支払う。

第17節 ライフラインの応急対策計画

電気、ガス、上・下水道、電話、交通等の各施設は、生活の基幹をなすものである。災害時これらの施設が被災した場合、日常生活は麻痺にもつながり、その影響は極めて大きい。このため、これらの各施設においてそれぞれ復旧活動を確立し、相互に連携を保ちながら、応急対策及び事故防止のため広報活動等を実施する。

第1項 情報連絡及び連携体制の確保

町及び関係課並びに各関係機関は、次に掲げる情報連絡等を行い情報の共有化に努めるとともに、相互の協力により円滑な応急対策のための連携体制を確保する。

1. 町への連絡

各課及び各関係機関は、総務課（総務対策部）に対し、次に掲げる事項について適宜連絡を行う。

- ・各関係機関の施設の被害状況
- ・各関係機関における応急対策の状況
- ・各関係機関所管施設の応急復旧の見通し

2. 情報の連絡及び必要な対応の協議

町は、各関係機関に対し情報を適宜連絡するとともに、必要に応じて関係機関と応急対策について協議し、その実施の円滑化を図る。

3. 報道発表等の際の措置

各関係機関は、報道関係機関に対し各応急活動等に係る発表を行う場合、または町民への広報活動を行う場合は、総務課（総務対策部）にその内容を通知する。

ただし、事前に通知できないやむを得ない事情がある場合は、事後速やかに通知する。

4. 町の広報媒体の活用

各関係機関が応急対策の状況その他について広報する場合は、必要に応じて町に要請し、町の広報媒体の活用を図る。

町は、各関係機関から町の広報媒体の活用に係る要請を受けた場合、速やかに実施する。

第2項 各関係機関等の応急対策

衛生対策部及び土木対策部並びに次の関係機関は、その機能の保全及び安全を確保するための応急対策を実施する。

- ・九州電力(株)天草営業所
- ・西日本電信電話(株)天草営業所
- ・九州通信ネットワーク(株)
- ・町内プロパンガス等取扱業者
- ・熊本県土木部
- ・苓北町土木管理課
- ・苓北町水道環境課

第18節 海上災害対策

船舶による油の流出、大規模な海上火災、船舶および航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常自然現象による海上災害が発生し、または発生するおそれがある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体を保護するとともに社会秩序の維持を図る。

第1項 苓北町の応急対策

1. 非常体制の確立

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、熊本海上保安部と協同して必要な対策の検討、情報収集を行うとともに所要の措置を講じ、併せて苓北町災害対策本部の設置を図る。

2. 情報の伝達及び応急措置

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちに各関係機関に通報し、関係市町村に対しては、必要な海上災害情報を伝達し、応急対策について協議する。関係沿岸市町村への通報事項は、おおむね次のとおりとする。なお通報及び伝達にあたっては、「第4章 第1節 災害情報等の収集・伝達」により行う。

(1) 人命の救出・救護

(2) 初期消火及び延焼防止

(3) 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底

①被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対する災害状況の周知

②火気使用の制限または禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒

(4) 沿岸住民に対する避難の勧告及び指示

(5) 警戒区域の設定、立入り制限、退去等の命令

①町長は、災害が発生し、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは警戒区域を設定する。

②町長は、前項により警戒区域を設定したときは速やかに公表し、災害対策に従事する者以外の立ち入り禁止制限または当該区域からの退去を命令する。

③公表は掲示するとともに、ラジオ・テレビ等の報道機関を利用するとともに広報車・防災行政無線、IP告知端末等により広報を行い、住民へ周知を図る。

(6) 救助活動

①避難時の勧告指示

町長は、住民の生命、身体を保護するために避難命令を発令し、適当な場所への避難の指導及び勧告を行う。

②水防活動

岸壁、護岸、堤防等の決壊に対する応急措置

③消防活動

船舶等の火災の消火

(7) 自衛隊への派遣要請

町長は災害に伴う救助活動に必要ながあると認めるときは、「第4章 第18節 自衛隊への災害派遣要請計画」により知事に派遣要請を要求するものとする。

第2項 熊本海上保安部の応急対策

1. 非常体制の確立

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、海上保安庁長官、管区海上保安部長が発令する非常配備及び災害対策本部の設置に必要な対策の検討、情報の収集を行うとともに所要の措置を講ずる。

2. 通信の確保

通信施設の保全に努めるとともに、部内及び防災関係機関との相互の通信連絡の確保にあたる。

3. 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪に関する警報及び航路障害物、航路標識の異常等、航行船舶の安全あるいは、油等危険物の流出による船舶、水産資源諸施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、安全通信、航行警報、水路通報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇による巡回、その他有効な方法により船舶及び関係者へ通報する。

4. 災害状況の把握及び情報の収集等

航空機または巡視艇を災害地に派遣し、災害状況を把握するとともに情報を収集し、その結果を分析評価して報告、または通報するものとする。

5. 救助活動

(1) 避難の援助及び勧告

避難命令等が発令された場合において、必要があるときは避難者の誘導を行い、海上輸送及び船舶に危険が生ずるおそれがある場合は、適当な場所への避難の指導及び勧告をする。

(2) 避難船等の救助

避難船が発生した場合の捜索及び救助にあたる。

(3) 水防活動

岸壁、護岸、堤防等の決壊に対する応急復旧資材の海上輸送を行う。

(4) 消防活動

船舶等の火災の消火にあたる。

(5) 人員及び救援物資の緊急輸送

救助活動に必要な人員、資機材及び救援物資等の緊急輸送を行う。

(6) 物資の無償貸付または譲与

要請により、または必要と認める場合、規定に基づき海上災害救助用物品の罹災者への無償貸付または譲与を行う。

6. 海上交通安全の確保

(1) 漂流物、沈没物、その他航路障害物の応急措置及び除去についての命令または勧告

- (2)水路の損壊、水深に異常が生じた場合の応急調査及び警戒
- (3)船舶交通の安全を確保するため、交通の制限及び禁止、または必要に応じ応急標識等の設置

7. 危険物の保安措置

危険物の保安については、防災関係機関と密接な連絡をとり、必要に応じ次の措置を講ずる。

- (1)海面に油、危険物等が流出した場合、付近の警戒、油の拡散、火災発生防止等を行う。
- (2)状況に応じ船舶交通の制限または禁止、進行の停止及び経路変更等の指導を行う。
- (3)危険物積載船舶について、荷役の制限または禁止及び移動若しくは航行の制限・禁止の措置を行う。

8. 治安の維持

治安を維持するため巡視船艇を災害発生場所に派遣し、付近の警戒を強化するとともに、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令に基づく取締りを強化する。

9. 広報

民生の安定に重点をおき、災害、治安、救助、復旧の状況及び応急措置方法等について必要があれば、防災関係機関と連絡調整のうえ報道機関等を通じて広報を行う。

第3項 関係機関との連携

町は油除剤、その他資機材を使用する応急措置が必要な場合は、熊本海上保安部等関係機関及び熊本県沿岸流出油災害対策協議会等に協力を要請するものとする。

第19節 原子力災害対策

原子力発電所等事故や原子力災害対策特別措置法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の、町民のパニック防止、安全確保を図るため、次に掲げる応急対策を実施する。

第1項 原子力災害応急対策

1. 情報の収集・伝達

町は、電力会社及び所在県並びに熊本県から原子力発電所事故等に関する情報収集を行うとともに、把握した情報について、防災行政無線、広報車、ホームページ、メール等のあらゆる情報発信手段を活用して、住民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて避難指示（緊急）等の伝達を行う。

また、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、避難等の状況、医療活動情報等の応急対策活動内容、避難指示（緊急）の状況等について、自治会、消防団、避難行動要支援者に係る施設等へ、電話、FAX等を利用して連絡を行い、応急対策活動状況については継続的に広報するものとする。

さらに、町は、県と連携し、必要に応じて町民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置するものとする。

2. 屋内退避等に係る体制の整備

町は、県の指示により町民へ避難を指示する。この場合町は県と協議のうえ、屋内退避を要する区域または避難を要する区域の決定、避難先及び避難所について調整を行う。

住民の避難は、原則として自家用車両を利用して行う。町及び県は、避難のための自家用車両が不足する場合は、関係機関及び民間運送事業者等に要請して避難用車両の確保に努める。

また、町及び県は、船舶等による避難が必要と認められる場合は、県の保有する船舶の活用の他、関係機関に要請して避難用船舶等の確保に努める。

なお、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、町及び県は、関係機関と連携して避難体制の構築を図るとともに、国民保護事案も含めた危機管理のため、「避難実施要領パターン」を事前に作成するよう努める。

さらに、町は、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制の充実に努める。

3. 緊急時モニタリングの実施

町は、県と連携し、町内における放射性物質の拡散状況等を把握するため、**緊急時モニタリング**を継続するとともに、移動式放射線測定機器を活用してデータ収集に努める。

4. 健康相談及び医療の実施

町及び県は、必要に応じて、町内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメーター等を用いた放射性物質の汚染検査、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。

また、町は県と連携し、必要に応じて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

第2項 応急対策後の対応

1. 環境放射線モニタリングの実施

町は原子力緊急事態解除宣言が行われる等、原子力災害の拡大の可能性がなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を公表する。

2. 風評被害等の影響軽減

町は、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するための必要な活動を県や関係機関と連携して実施する。

3. 住民健康相談

町は、県及び医療機関等と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入りに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

4. 放射性物質による汚染の除去等

町は、国、県、電力会社その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

第20節 自衛隊への災害派遣要請計画

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害応急対策実施のため知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する場合は、次の手続きによる。

1. 要求する災害

町は、災害が発生し、若しくは発生しようとしているとき人命、身体または財産保護のため、必要な応急対策の実施が町だけでは不可能、若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるとき要求する。

2. 要求の手続き

自衛隊の災害派遣要請を要求する場合は、次の事項を記載した文書または口頭により、天草地域振興局長を経由し知事に申し出る。ただし、緊急を要する場合は、直接熊本県危機管理防災課に電話等迅速な手段で行い、その後、速やかに要求書を提出する。

(1) 災害の状況

- ①被災（被災予想）地域
- ②被災（被災予想）状況
- ③被害（被害予想）状況（人命・財産等）
- ④今後の見通し

(2) 要求する理由

- ①苓北町の措置状況
- ②自衛隊派遣を必要とする理由

(3) 派遣を必要とする期間

(4) 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

(5) 派遣を希望する区域及び活動内容

(6) その他参考となる事項

- ①連絡方法（窓口）、責任者
- ②部隊の集結できる地域

3. 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命、身体及び財産保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して次に掲げる活動を行う。

- (1) 人命の救助
- (2) 遭難者等の搜索活動
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び物資の輸送
- (6) 道路または水路の応急復旧
- (7) 応急の医療、防疫
- (8) 通信支援
- (9) 給水、炊飯

(10)入浴支援等

4. 連絡担当者

- (1)町長は、部隊の派遣について通知を受けたときは、関係職員の中から連絡担当者を指名して現地に派遣する。
- (2)連絡担当者は、部隊の受入れ及び作業について現地における苓北町の責任者として、県、部隊及び町との連絡にあたる。

5. 派遣要求後の措置

町長は、部隊の派遣を受けたときは、次の措置を講じて部隊の作業を援助し、災害派遣要求の目的を達するよう努める。

- (1)部隊と応急措置に従事する消防団、その他地元地区民との協調を図る。
- (2)自衛隊の宿泊施設及び車輛等の保管場所を提供する。
- (3)応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (4)部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して作業が他の機関の活動と競合重複せず、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

6. 派遣部隊の撤収要求

町長は、派遣目的を達した場合、またはその必要がなくなった場合は、速やかに派遣要領に準じて撤収要求（撤収時期及び理由）を行う。

7. 派遣に要する経費の負担

部隊の活動に要した経費のうち次に掲げるものは、苓北町の負担とする。

- (1)部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金等
- (2)部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料金及び水道料金
- (3)宿泊施設の汚物の処理料金
- (4)活動のため現地で調達した資材等の費用
- (5)その他必要な事項については、協議して定める。

<参考>緊急時の連絡先

区分	担当窓口	連絡先
熊本県	危機管理防災課	電話：096-333-2112 096-333-2115 096-333-2118
陸上自衛隊	第8師団司令部第3部防衛班	電話：096-343-3141 内線 3005
	西部方面特科連隊第3科	電話：096-343-3141 内線 3610、3603
	西部方面特科連隊第1大隊第3係	電話：096-343-3141 内線 3683
	熊本地方協力本部天草駐在員事務所	電話：0969-22-3349

第21節 緊急消防援助隊要請計画

1. 緊急消防援助隊の出動要請

- (1) 町は、災害の状況及び管内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときには、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。
- (2) 町は、緊急消防援助隊の要請を行った場合は、天草広域連合消防本部・消防長へ連絡するものとする。

2. 苓北町応援等調整本部

- (1) 町長は、緊急消防援助隊を要請した場合は、苓北町での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部の設置と併せて苓北町応援等調整本部を設置するものとする。
- (2) 応援等調整本部の構成員は、町長またはその委任を受けた者、苓北町派遣職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員、または県内広域連絡応援消防隊の代表とし、町長を本部長とする。
この場合、当該調整本部は消防庁、後方支援本部と連携し次の事項をつかさどるものとする。
 - ① 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること
 - ② 関係機関との連絡調整に関すること
 - ③ 緊急消防援助隊の後方支援に関すること
 - ④ その他の必要な事項に関すること

3. 熊本県応援等調整本部への派遣

苓北町を含む複数の市町村が被災を受け、熊本県応援等調整本部が設置された場合は、町長が指定する職員を熊本県へ派遣するものとする。

第22節 他機関への出動応援要請

災害応急対策又は災害復旧のため、他機関に出動要請の必要があるとき、町長は地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第29条の規定により、他の地方公共団体または国の機関の職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第30条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めることができる。

さらに、親善友好を結んでいる市町間においても、相互申し合わせのうえ、出動応援を行う。

1. 町の体制

災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を受けた際の取扱いは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受入れを図り、応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。

また町は、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定に基づき、応援を要請または応援を行うものとする。なお、市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。

2. 災害派遣手当

災害派遣手当は、災害対策基本法第32条の規定により支給する。

3. 派遣職員に対する給与及び経費の負担

国からの派遣職員には災害対策基本法施行令第18条の規定、県からの派遣職員には地方自治法第252条の17第2項の規定によるものとする。

第23節 災害救助法関係

災害救助法による救助は、災害に際しての飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、罹災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものであり、これら災害救助法の適用について必要な事項を定める。

第1項 災害救助法の適用基準

1. 適用基準

災害救助法の適用は、知事が行うが、本町における具体的適用基準は、次のとおりである。

- (1) 町の区域内で住家の滅失した世帯数が40世帯以上である場合
- (2) 県の区域内で住家の滅失した世帯数が1,500世帯以上であって、町の区域内の住家の滅失した世帯数が20世帯以上である場合
- (3) 県内で住家の滅失した世帯数が7,000世帯以上で、町内の被害世帯数が多数である場合

第2項 災害救助法の適用手続

1. 適用の要請

災害に際し、本町における災害が、第1項の災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあるときは、町本部長は直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請するものとする。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

2. 適用要請の手続

町本部長が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、県危機管理防災課に対し、次に掲げる事項について、とりあえず電話等をもって要請し、その後速やかに要請書を提出する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) すでにとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (3) 災害の原因及び被害の状況
- (4) 救助種類別実施状況
- (5) 法の適用を必要とする理由
- (6) その他必要な事項

第3項 救助の種類等

災害救助法による救助の種類等は、おおむね次のとおりである。

- ・避難所の設置
- ・炊き出しその他による食品の給与
- ・飲料水の供給
- ・災害にかかった者の救助
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・障害物の除去
- ・応急仮設住宅の設置
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- ・医療
- ・助産
- ・災害にかかった住宅の応急修理
- ・死体の捜索、処理
- ・輸送
- ・賃金職員等

第24節 その他の災害応急対策に必要な事項

1. 応急公用負担（災害対策基本法第64条、第71条、第78条、水防法第28条）

(1) 公用負担を行使できる者

- ①知事
- ②町長
- ③警察官
- ④海上保安官
- ⑤指定地方行政機関の長

(2) 人的公用負担

応急措置を実施するため緊急を要する場合、当該地域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にあるものを公用令書（様式8の1号）をもって、応急措置の業務に従事させることができる。

(3) 物的公共負担

応急措置を実施するため緊急を要する場合、当該地域内の他人の土地、建物、その他工作物を一時使用し、または土石・竹・木、その他の物件を公用令書（様式8の2号）をもって使用し、若しくは収容することができる。

(4) 公用負担の変更及び取り消し

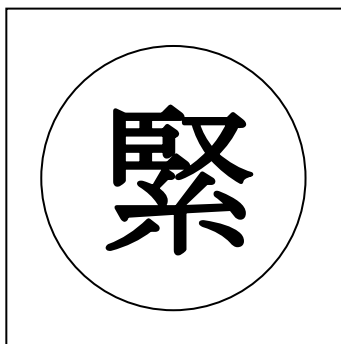
公用令書を交付した後、当該公用令書にかかわる処分を変更しまたは取り消したときは、公用変更令書（様式9号）または公用取消し令書（様式10号）を交付しなければならない。

2. 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は、左上腕に様式11号の腕章を着用する。

3. 災害応急対策に使用する車輛の標示

災害応急対策に使用する車輛は、当該車輛の前面左側窓に次の標示をする。



（備考）

- 1. 文字及び円の記号の色彩は赤色、地の色彩は白色とする。
- 2. 運転者の視野を妨げないようにして、車輛の前面の見やすい箇所に貼付する。
- 3. 標章の右下すみに交付番号を記入する。